

会員各位

日本学校歯科医会及び文科省より、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく健康診断実施時の留意点について、周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

島根県歯科医師会

健康診断時の感染症対策についてのお願い

令和2年3月11日

日本学校歯科医会

学校歯科健康診断実施にあたり、「児童生徒等の健康診断マニュアル」、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり』に基づいて、事前に学校側と感染症対策について十分にご協議いただきますようお願い申し上げます。

また、学校歯科医の先生方におかれましても、「学校歯科医の活動指針」及び下記の参考文献をお読みいただき、感染の予防に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。本会としましては、今後とも文部科学省と連絡を密にして、情報の収集に努め、早急な情報発信に努めてまいります。

健康診断時の注意点（留意点）

学校側

- 1 事前に保健調査票を記入し、家庭での健康管理を徹底する
- 2 健康診断当日の児童生徒及び教職員の体調チェックを徹底する
- 3 検査室の換気を十分行う
- 4 一度に多くの児童生徒を検査室に入れない
- 5 ミラー等の滅菌を徹底する

学校歯科医側

- 1 健康診断当日の検診医及び帯同者の体調チェックを徹底する
- 2 必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない検査方法を心掛ける
- 3 マスク、グローブを着用することが望ましい
- 4 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う
- 5 その他、県及び市町村教育委員会の情報に基づき、学校歯科医の活動指針に準じて、地域の実情に合わせて臨機応変に対応していただきたい

【参考文献】

- ・児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂（日本学校保健会）
- ・「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり（文部科学省）
- ・学校歯科医の活動指針平成27年改訂版（日本学校歯科医会）

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく 児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

記

1. 児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期的健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 職員の定期的健康診断（同法第15条第1項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3. その他の留意事項

児童生徒等の定期的健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

T E L : 03-5253-4111（内線 4950）